

ヨークベニマル原町西店 大規模小売店舗立地法に係る変更の届出

ヨークベニマル原町西店(福島県南相馬市)の建替工事に伴い、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、当該店舗の駐車場出入口の数の変更を福島県に届出しましたので、お知らせいたします。

記

- 【店名】 ヨークベニマル原町西店
- 【所在地】 福島県南相馬市原町区南町4丁目7番地1外
- 【届出内容】お客様の自動車の出入口の数の変更
- 【変更予定期間】2025年6月6日(月)～6月下旬まで
- 【届出図】 別紙参照(PDF)

以上

大規模小売店舗に係る変更届出の要旨

1. 店舗の名称 : ヨークベニマル原町西店
2. 所在地 : 福島県南相馬市原町区南町4丁目7番地1外
3. 届出者 : 株式会社ヨークベニマル
- 代表取締役 大高 耕一路
- 福島県郡山市谷島町5番42号
4. 変更事項 : 駐車場の自動車の出入口の数

	変更前	変更後
出入口の数	3箇所 (添付図参照)	2箇所 (添付図参照)

5. 変更年月日 : 令和7年6月6日
6. 変更理由 : 出入口運用計画を変更するため

【問い合わせ先】

■ 日本環境科学株式会社 担当: 庄司
住 所 山形県山形市高木6
連絡先 023-644-6903 (平日: 9:00~17:00)

本件に関する届出書類の閲覧先は、福島県商工労働部商業まちづくり課及び相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、並びに南相馬市商工労政課において、令和7年6月17日から令和7年10月17日まで閲覧できます。

掲示期間: 令和7年6月17日~令和7年10月17日 (4ヶ月間)

